

北杜市米粉普及促進事業
北杜市産米粉活用オリジナルメニュー開発事業者募集要項

(趣旨)

第1条 北杜市で生産された米粉を活用したオリジナルメニューを開発し、価格高騰が続く小麦の代替品として米粉の普及促進を図るため、メニュー開発を行う事業者を募集する。

(支給対象事業者)

第2条 米粉の材料支給(以下「材料支給」という。)を受けることができる者は、市内で飲食店を営業している事業者とし、次の各号に掲げる要件を満たすもののうち5者程度とする。

- (1) 飲食店営業許可を受けていること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(材料支給の量)

第3条 オリジナルメニューの開発に当たり、市から提供する米粉の量は、1事業者につき10kg以内とする。

(支給申請)

第4条 材料支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北杜市産米粉活用オリジナルメニュー開発材料支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 飲食店営業許可書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、米粉支給の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した内容を北杜市産米粉活用オリジナルメニュー開発材料支給決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 支給決定者は、事業が完了したときは、北杜市産米粉活用オリジナルメニュー開発実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) アンケートの実施結果(別紙参考様式)
- (2) 開発商品の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業の完了した日から1月を日経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日とする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。